

「新しい自己資本比率規制の素案に対する意見募集の実施について」への意見一覧
(オペレーショナル・リスク)

番号	条文	意見の概要	回答
1	オペレーショナル・リスク全般	オペレーショナル・リスクについては、バーゼルⅡで新たに算入されることになるので、告示そのものにとどまらず実際の運用基準までを含めて、金融機関の実務レベル等も勘案するよう民間との対話を継続することを要望する。	御指摘も踏まえ、今後も金融機関等との対話を行いながら、規制の策定と実施に向けた取組みを進めていくこととしたいと考えています。
2	第312条(基礎的手法)	役務取引等費用以外の勘定科目で全てのアウトソーシングの費用が処理されている場合には、粗利益の計算に当たって役務取引等費用を加える必要はないと考えてよいか。	アウトソーシングに該当する取引の費用が役務取引等費用に含まれていないことが確認できる場合には、御質問のとおり、粗利益の計算に当たって役務取引等費用を加える必要はありません。 なお、アウトソーシングの定義については、今後、解釈集等において明確化する予定です。
3	第312条第1項(基礎的手法)	年度末以外の決算期末(第1～3四半期)の粗利益は季節要因等あり、前後の決算期末と連続性がなくなる等、算定に使用するのには好ましくないものとするが、1年間の粗利益(オペレーショナル・リスクの算定基礎)については、年度末以外はどのように算定するのか。	粗利益は、直近12四半期(3年分)の値を用いて計算することでよいと考えており、詳細については解釈集等で明確化する予定です。 なお、12四半期(3年分)のデータがあれば、いずれの四半期から粗利益を計算したとしても季節性は除去できると考えられます。
4	第313条第1項(粗利益配分手法)	代替的標準的手法については規制素案に記載がない。非G10諸国所在の現地法人等が現地規制において代替的な標準的手法による計算を求められる場合の本邦銀行の連結自己資本比率上における当該現地法人部分のオペレーショナル・リスク相当額の算出方法を明確化していただきたい。	バーゼルⅡにおける代替的標準的手法の規定は、粗利益による計算がどうしても困難な場合のために特別に手当てされたもので、その採用は各国裁量となっています。 我が国においては、連結財務諸表において粗利益の計算が困難とは考えられないことから、裁量を行使しないことと致しました。 なお、本邦銀行の海外子銀行が現地当局から代替的標準的手法によるオペレーショナル・リスク相当額の算出を求められた場合は、当該現地当局の規制の下で当該現地法人について算出を行なう必要があります。 本邦親銀行の連結自己資本比率を算出する際には、それとは別に、あくまでもわが国の告示に基づき算出していただくこととなります。

5	第319条 (先進的計測手法)	「片側99.9%の信頼区間で、期間を1年間として予想される最大のオペレーショナル・リスク損失の額とする」とあるが、計測手法の条件として、「99.9%・1年間」以外を選択する余地を残していただきたい。	御指摘を踏まえ、当該条項については「片側99.9%の信頼区間で、期間を1年間として予想される最大のオペレーショナル・リスク損失の額に相当する額」に修正致します。 ただし、バーゼルⅡのパラグラフ667Iには、「1年間の保有期間と99.9%の信頼区間に相当するもの」と記述されていることから、規制上のリスク量算出である以上、何らかの定量的かつ客観的な基準が必要であると考えられます。現段階で特定の計測手法に限定するものではありませんが、「片側99.9%の信頼区間で期間1年間」で予想される最大のリスク損失の額相当であることを何らかの定量的根拠をもって示せることが必要と考えます。
6	第321条第1項(承認申請書の提出)	第323条第2項第1号において、「先進的計測手法」の定性的基準として、「粗利益配分手法」の定性的基準(第316条)第4項、第5項の「評価」を「計測」に読み替えて使用しているが、それに従うと「先進的計測手法」の承認申請書に添付する書類のうち「オペレーショナル・リスクの評価及び管理に…書類」(第321条第2項第3号)は「オペレーショナル・リスクの計測および管理に…書類」とすべきであると思われる。	御指摘を踏まえ修正致しました。
7	第322条第3項(予備計算)	予備計算の事前届出について、「承認申請書に準じた書類」の内容あるいは水準感を明確化していただきたい。なお、書類の内容については、「計測手法の概要」等必要最低限の書類に限定する、または承認申請書に準じた書類の提出は1年延期するなど柔軟に対応していただきたい。	「承認申請書に準じた書類」の内容については、今後検討の上、詳細をお示ししたいと考えています。 なお、書類の提出時期については、予備計算届出段階での各金融機関の準備状況を把握する必要があることから書類自体の提出延期は認められません。

8	第322条第3項(予備計算)	<p>第322条第1項において、「…使用を開始しようとする日の直近の営業年度…の中間予備計算報告書及び前営業年度の予備計算報告書を作成しなければならない」と記載されているが、一方、附則第8条第1項において、「…『直近の営業年度』とあるのは『直近の二営業年度』と、『前営業年度』とあるのは『前二年営業年度』と読み替えるものとする」と記載されている。「先進的計測手法」の採用に際して、予備計算の期間が手法採用の前の1年間なのか2年間なのか確認させていただきたい。</p>	<p>予備計算については、規制素案第322条で規定しているとおり、先進的計測手法採用の日の1年前より行なわなければなりません。しかし、先進的計測手法の適用開始日(平成20年3月31日)から1年間の間(平成21年3月30日まで)に先進的計測手法の採用を希望する銀行に限り、予備計算は先進的計測手法採用の日の2年前より行なわなければなりません。</p>
9	第323条第3項第2号(承認の基準)	<p>先進的計測手法の承認の定量的基準として、オペレーショナル・リスク相当額について、「リスクの特性、損失事象の種類、各業務区分その他の区分に応じて複数に分けて算出されたオペレーショナル・リスク相当額を合計した額が用いられていること」との断定的な要件が示されている。</p> <p>しかし、現状では先進的計測手法の具体的な枠組みに関する議論がなされていないため、バーゼルⅡと同様の一般的な表現に止めていただきたい。また、今後、先進的計測手法の具体的な枠組みが議論される過程において、柔軟な運用を検討していただきたい。</p>	<p>規制素案第323条第3項第2号に規定する「リスクの特性、損失事象の種類、各業務区分その他の区分」は、あくまで例示であり、これらの区分ごとにVaRの算定を義務付けることを意図したものではありません。(当該条項については、表現を修正致しました。)</p>
10	第323条第3項第2号(承認の基準)	<p>第323条第3項第2号の記述では、所謂ボトムアップ手法のみ認めているように解釈される。オペレーショナルリスクの計量化手法については未だ発展途上であり、計量化単位を細分化すればするほど十分な損失データがないことを理由に計測誤差が大きくなる可能性が高いため、スコアカード手法のようなトップダウン的な手法についても先進的計測手法として認める旨告示上明記していただきたい。</p>	<p>先進的計測手法においては、リスクの計量化手法として特定の手法を明記することは馴染まないと考えております。ただし、御指摘のようなスコアカード手法のみのトップダウン手法の採用では、先進的計測手法採用の要件(「片側99.9%の信頼区間で期間1年間」で予想される最大のオペレーショナル・リスク損失に相当する額であることを何らかの定量的な根拠をもって示せること)を満たすことは極めて困難であると思われまます。</p>

11	第323条第3項第5号(ホ)(承認の基準)	<p>損失データを区分する際に、別表第一の備考欄の内容をそのまま適用することは実務上困難と考えるが、別表第一の「備考」欄は粗利益の配分時にのみ適用されると理解してよいか確認させていただきたい。</p>	御指摘のとおりです。
12	第323条第3項第5号(ホ)(承認の基準)	<p>オペレーショナル・リスク損失のデータ配分額について、以下の点を明確化していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> －複数の業務区分もしくは複数の損失事象に関連する損失データの配分額は必須なのか。 －最も大きな業務区分もしくは損失事象への片寄せは認められるのか。 	<p>規制素案第323条第3項第5号イの規定は、当局の求めに応じて損失データを提出することを目的とするものですが、その時の損失データの業務区分及び損失事象の種類に応じた配分手法については、今後検討の上、解釈集等で別途お示ししたいと考えています。なお、計量化に当たっては一つのデータを分割することは望ましくなく、片寄せが適当と思われる。</p>
13	第323条第3項第6号(承認の基準)	<p>外部損失データに関する要件について、外部損失データの使用が義務付けられているとの印象を受けるが、必ずしも義務付けられているものでないことを確認したい。</p> <p>また、外部損失データを使用する場合の要件として、「損失事象が発生した業務の規模に関する情報、発生の要因及び状況に関する情報」を明示的に求めているが、必ずしも必須でないとの理解でよい旨を確認させていただきたい。</p>	<p>バーゼルⅡの paragraph 665に「銀行の内部計測システムは、内部損失データ、関連性のある外部損失データ、シナリオ分析、銀行固有の業務環境および内部統制要因を組み合わせ使用し、非期待損失(UL)を合理的に推定しなければならない。」と記述されているように、先進的計測手法を採用する場合は、内部損失データ、外部損失データ、シナリオ分析を必ず使用し、業務環境及び内部統制要因が適切に反映されていなければなりません。</p> <p>このうち、外部損失データについては、金融機関のオペレーショナル・リスク相当額を算出する上で参照することが適当なデータ(必ずしも外部でデータベース化されていなくてもよい)を本規制素案における要件を満たした上で使用しなければなりません。</p>

14	第323条第3項第8号(ロ)(承認の基準)	<p>第323条第3項第8号(ロ)に規定されている要因と結果の関係の特定・定量化を厳密に行うことは困難であり、同号の規定について見直していただきたい。</p> <p>現状の金融技術を前提とすると、業務環境や内部統制といった定性的要因をリスク相当額に反映することは十分可能と考えられるが、各要因の変化に対するリスク感応度を求めるのは極めて困難であると考えられる。従って、規制素案では要因ごとの重要性を合理的に判断することを求めるにとどめ、リスク感応度の実施については、条文の削除も含めて見直していただきたい。</p> <p>今後先進的手法の枠組みをどうするか の議論を踏まえて、民間実務に適った具体的な要件を検討する必要があると考える。</p>	<p>規制素案第323条第3項第8号(イ)に規定されているとおり、「各要因のリスク相当額への影響が可能な限り定量化」されている必要はありますが、必ずしも全ての影響について厳密に定量化しなければならないわけではありません。</p> <p>(ロ)の規定は、各要因の定量化に当たっては各要因の変化がどの程度オペレーショナル・リスク相当額に影響を与えるかの判断を合理的に行わなければならないという趣旨です。特定の指標の推移や定性評価の変更内容等が、何らかのロジックに基づきオペレーショナル・リスク相当額に反映される仕組みを設けることが必要と考えます。</p> <p>先進的計測手法の採用の要件の具体化は、民間金融機関の計測の発展段階に応じて今後検討していきたいと考えています。</p>
15	第245条、第323条第3項第10号(承認の基準)	<p>信用リスクの内部格付手法、オペレーショナル・リスクの先進的計測手法を用いることが可能な銀行は、国際統一基準・国内基準に関係なく自己資本比率8%以上が条件となっているが、国内基準行に対しては、4%以上を条件とすべきである。</p> <p>同条文によって、自己資本比率が8%以下の金融機関が高度なリスク管理の構築に取り組むことを否定するとともに、自己資本比率8%以上の金融機関のみが健全であると市場に印象付けることになる懸念がある。</p>	<p>信用リスクの内部格付手法及びオペレーショナル・リスクの先進的計測手法は、高度なリスク管理の枠組み(リスク量を計量化し、リスク量に見合う適正な自己資本を確保する枠組み)を有する金融機関に対して認められるものです。</p> <p>第1の柱(最低所要自己資本比率)の算式においては、理論上、リスク量と同額の自己資本を確保していることは、国際統一基準行の算式で自己資本比率が8%以上であることと同じになります。</p> <p>従って、上記の高度なリスク管理を行う金融機関であれば、国内基準行であっても国際統一基準行の算式で自己資本比率8%以上を有していることから、それを手法採用の条件とすることが適当と考えられます。</p> <p>なお、手法採用の条件とは別に、国内基準行の健全性の基準は、現行規制と同様、国内基準行の算式で4%以上の自己資本比率を有していることとなります。</p>

16	第155条、第326条(所要自己資本の下限)	<p>規制素案上、第155条と第326条の調整条項が見当たらず、信用リスクの内部格付手法とオペレーショナル・リスクの先進的計測手法を同時に適用開始した場合、第155条により「旧」と「新」の差額の12.5倍を加え、第326条により「旧」と「新」の差額の12.5倍を加える(合計で差額の25倍を加える)ように読める。</p> <p>また、内部格付手法と先進的計測手法を同時に適用開始するか、異なる時期に開始するかにより、フロア(所要自己資本の下限)のかかり方に不整合が生じる懸念もあり、両者の組み合わせを踏まえたフロアの取扱いを明確化していただきたい。</p>	<p>御指摘を踏まえ、信用リスクの内部格付手法とオペレーショナル・リスクの先進的計測手法の両方を適用する場合のフロア(所要自己資本の下限)の適用方法について、規制素案を修正(明確化及び簡素化)することと致しました。</p> <p>明確化により、御指摘のような、新旧所要自己資本差額の25倍を自己資本比率の分母に算入する必要があるという誤解は解消されるものと考えています。</p> <p>簡素化により、例えば、内部格付手法の適用開始日から1年後に先進的計測手法の適用を開始する場合には、先進的計測手法の適用開始日以後は先進的計測手法のフロアの規定のみが適用されることとなります。</p>
17	第155条、第326条(所要自己資本の下限)	<p>両条同時適用と、適用開始に時間差を設けた場合とで不整合が生じ得る(小幅引下げを複数回実施する方が有利)。内部格付手法適用開始の一年後にオペの先進手法を適用した場合は、$[\text{旧}](\text{標準} + \text{オペ標準}) \times 80\% - [\text{新}](\text{内部格付} + \text{オペ標準}) \times 90\% - [\text{新}](\text{内部格付} + \text{オペ先進})$の合計額の12.5倍を加えることになる。一方、同時適用の二年目は、$[\text{旧}](\text{標準} + \text{オペ標準}) \times 80\% - [\text{新}](\text{内部格付} + \text{オペ先進})$の12.5倍を加えることになり、同時適用開始は不利になる。</p>	同上
18	第326条第1項(所要自己資本の下限)	<p>第326条第1項において、「先進的計測手法を用いる銀行は、次の表に定める期間においては、旧所要自己資本額に次の表に定める割合を乗じた額…」と記載されているが、この際の所要自己資本のフロア(下限)については、信用リスク、市場リスク及びオペレーショナル・リスクの全てのリスクの所要自己資本合計額に掛目を乗じることとなり、オペレーショナル・リスクのみを対象として設定されるものではないことを確認させていただきたい。</p>	御指摘のとおり理解でよいと考えています。

19	第327条第1条(段階的適用)	<p>第327条第1項によれば、オペレーショナル・リスクの先進的計測手法については、段階的な適用の期間(一定の期間)経過後は、全て当該手法で計算する必要があるようにも受けとれる。</p> <p>正しくは、第328条第4項の規定により、一定の期間経過後であっても、重要な法人等又は重要な業務区分以外については、先進的計測手法以外の手法(基礎的手法又は粗利益配分手法)を用いることができる」と理解してよいか。</p>	<p>御指摘のとおり、重要な法人等(見直し後の規制案においては「事業単位」)又は重要な業務区分以外については、先進的計測手法以外の手法を用いることが可能です。ただし、重要な業務区分以外の業務区分に先進的計測手法以外の手法を用いる場合には、粗利益配分手法(当該手法についても採用に当たっては承認が必要)を用いなければなりません。</p>
20	第327条(部分適用)	<p>第327条第1項には「すべての法人等…について、先進的計測手法を用いなければならない。ただし、先進的計測手法の使用を開始した後の一定の期間について…この限りではない」という記載がある。</p> <p>他方、第328条第4項には「段階的な拡大の期間終了時点で、すべての重要な法人等又は重要な業務区分に対して先進的計測手法を用いていけばよい」との記載があり、段階的適用終了時点以降でも全ての法人等について先進的計測手法を用いる必要はない旨規定されている。</p> <p>以上から、第327条第1項は、一定の期間認められるのは段階的適用であり、部分適用は恒久的に認められると解釈してよいかを確認させていただきたい。</p>	同上
21	第327条第2項(段階的適用)	<p>先進的計測手法の使用開始時点でオペレーショナル・リスク相当額の「大部分」を当該手法により算出するのは過剰な要件であり、見直していただきたい。</p>	<p>規制素案第327条の「大部分」については表現を修正致しました。</p> <p>詳細な基準については、解釈集等で明らかにしたいと考えています。</p>

22	第328条 (部分適用)	粗利益配分手法を採用する銀行にも、部分的に基礎的手法を採用することが認められるようにしていただきたい。	粗利益配分手法及び基礎的手法は、双方とも粗利益を基に所要自己資本額の算出を行う手法ですが、仮に、業務区分に応じて粗利益配分手法と基礎的手法の使い分けを認めた場合には、所要自己資本額が最少になるような恣意的な使い分けを惹起しかねないこともあり、両者を併用することは認めないことが適当と考えています。 なお、両手法の併用は、バーゼルⅡにおいても認められていません。
23	第328条第2項第2号 (部分適用)	第328条第2項第2号で、先進的計測手法を部分適用する際に「定量的基準」を満たすことが求められているが、バーゼルⅡ(パラグラフ680の2つ目の「・」)では「定性的基準」だけが求められている。また、個々のグループ会社に対して「定量的基準」の充足を求めた場合、実務的に対応できない事態も想定される。当該「定量的要件」の部分は削除していただきたい。	御指摘のとおり、定量的基準は、全ての業務区分又は法人等について、各業務区分又は各法人等(見直し後の規制案においては「事業単位」)ごとに求められるものではないことから、部分適用の条文からは削除することと致します。
24	第328条第2項第3号、第4号 (部分適用)	重要な法人等や業務区分の定量基準としての粗利基準を2%とした場合、オペレーショナル・リスク上「重要」とはみなせない一部SPC等についても含まれる可能性があり、行内管理との整合性を保つことが困難な事態が容易に想定される。従って、当該基準を再検討していただくとともに、民間実務に適った運用を目指した共通認識醸成のための意見交換の場を設定していただきたい。	金融庁としては今後とも引き続き金融機関等との意見交換会などを通じて実態把握に努めていきます。 なお、御指摘の部分適用可能範囲を定める定量的な基準については、客観的な基準を設ける必要性及び信用リスクの内部格付手法の適用除外部分の基準との整合性に照らして適当な水準と考えています。また、SPCについては、SPCが親銀行から全く独立して業務を行うことよりもむしろ実態としては親銀行の一部として業務が行われることに鑑みると、親銀行と同様の計算手法を適用することが適切な場合も多いのではないのでしょうか。その際、親銀行と一体の管理を行うことで内部管理の実効性が確保されていると思われる場合には、定性的基準を満たしていると考えられることもできます。

25	第328条第2項第3号(部分適用)	子法人等の粗利益が、銀行の連結財務諸表に基づく粗利益の2%以上を占めるかどうかは、単年度での判定によるという理解でよいか。また、一旦2%以上の粗利益を計上して、先進的計測手法となった場合、次年度以降は、2%以上か未満かにかかわらず永続的に先進的計測手法を用いてよいか、確認させていただきたい。	部分適用の範囲を定める2%及び10%の基準となる粗利益は、直前に適用していた手法(ない場合には、基礎的手法)で計算した粗利益を基に算出することが適当と考えます。ベースとなる粗利益は単年度ではなく三年平均値を使用することが適当と現段階では考えています。また、一度先進的計測手法を適用した場合には、原則として継続的に使用していただくこととなります。
26	第328条第2項第3号(部分適用)	「異なる手法を適用することにより算出されるオペレーショナル・リスク相当額が本来のオペレーショナル・リスクを適切に反映しなくなるおそれがあると考えられる法人等」の定義を明確化していただきたい。	「異なる手法を適用することにより算出されるオペレーショナル・リスク相当額が本来のオペレーショナル・リスクを適切に反映しなくなるおそれがあると考えられる法人等」の定義については、解釈集等の中で別途お示しいとと考えています。
27	第328条第2項第5号(部分適用)	重要な法人等や業務区分の粗利益の合計が90%未満の場合、第328条第2項第5号によれば、重要性の基準のうちの個別基準(粗利益の2%)を下回る法人等や業務区分にも先進的手法を用いなければならないこととなり、行内管理との整合性を保つことが困難な事態が容易に想定される。このことから、部分適用の定量的基準である粗利益合計のグループ連結比10%基準については、削除していただきたい。同条文を削除したとしても、既に第327条第2項第3、4号において法人別、業務区分別の定性的および数値基準により、個々に重要性を判断していることから、重要な会社や業務区分が漏れるとは考えにくい。	御指摘の部分適用可能範囲を定める定量的な基準については、客観的な基準を設ける必要性及び信用リスクの内部格付手法の適用除外部分の基準との整合性に照らして適当な水準と考えています。
28	第329条(リスク削減)	保険契約は殆どの場合、オペレーショナル・リスクの損失事象の結果として生じる損失を補填する目的で加入しており、計測手法の違いによって効果が異なるものではなく、先進的計測手法を用いる場合に認められる保険契約によるオペレーショナル・リスク削減効果を、基礎的手法および粗利益配分手法にも認めるべきである。	保険によるリスク削減効果の勘案は、バーゼルⅡにおいて、先進的計測手法のみで活用できることとされています。また、理論的には、損失事象の結果として生じる損失に基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出する手法である先進的計測手法においてのみ有効なものであり、損失額を用いる代わりに粗利益をオペレーショナル・リスクの代理指標とする基礎的手法及び粗利益配分手法においては、保険により損失額をカバーするという概念は馴染まないものと解されます。

29	第329条 (リスク削減)	第329条第3号に「保険契約において、保険会社等からの通知により解約が可能な場合には、九十日以上的事前通知期間が設けられていること。」とありますが、この規定が対象とする保険会社等からの通知による契約の解約には、危険の著しい増加や保険契約者または被保険者の責に帰すべき事由による保険会社からの解約などの場合を含まず、保険会社が理由なしに一方的に保険契約を解約する場合に限定されていることを明確化していただきたい。	御指摘の点については、解釈集等の中で明確化したいと考えています。
30	第329条 (リスク削減)	我が国の損害保険のほとんどが1年毎の契約となっている実態を踏まえ、自動車保険、損害賠償責任保険等、保証内容がほぼ同一の標準的な保険商品で、継続的付保の実態と意思が確認できるものについては、保険の契約期間および残存期間を1年以上とみなす取扱いを認めていただきたい。	損害保険の契約期間については、我が国だけでなく海外においても1年契約が主流となっているようです。バーゼルⅡにおいては、このような状況を踏まえたうえで、「残存期間が一年未満の契約については、銀行は契約の残存期間の減少に応じて適切なヘアカットを行なわなければならない」(パラグラフ678)という規定を設けているため、わが国の規制において特別の規定を設けることは基本的に困難であると考えます。また、御指摘のような「継続的付保の実態と意思」を確認する客観的な手段もないと思われます。
31	第329条 (リスク削減)	「契約の残存期間が1年未満の契約については、当該残存期間の減少に応じてリスク相当額の削減効果が小さくなるように適切な調整を行うこと」とあるが、実務上は1年毎に保険契約を更新する契約形態が多く、このような実態を踏まえ、適切な条文を追加あるいは同項を削除していただきたい。	同上
32	第329条 (リスク削減)	「契約当初の保険契約期間が一年以上であること。」とありますが、バーゼル委文書パラグラフ678の原文(英文)に近い「契約当初の保険契約期間が一年未満でないこと。」と変更していただきたい。また、第二文および但書については、告示から削除することをご検討いただきたい。	「契約当初の保険契約期間が一年以上であること。」という規定については、御指摘のとおり、「契約当初の保険契約期間が一年未満でないこと。」に修正致しました。第二文以下については、バーゼルⅡの趣旨を踏まえたものにすることが適当と考えられます。「適切な調整」の詳細については、今後検討していきたいと考えています。

33	第329条 (リスク削減)	<p>第329条第4号の規定について、「行政処分を受けたこと又は破綻したこと自体を免責事由とする規定が設けられていないこと。」を意味するものであり、たとえば以下のような規定を設けることまで制限する趣旨でないことを明確にしていきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政処分を受ける原因や破綻した原因となる事由が故意の法令違反に該当する場合にこれに起因する事故を免責とする規定。 ・行政処分を受けたことまたは破綻したことに起因する事故を免責とする規定。 ・行政処分を受けた場合または破綻した場合の銀行から保険会社への通知義務規定。 ・行政処分を受けた場合または破綻した場合に、危険の著しい増加があった場合の保険会社の契約解除権または保険料追徴請求権に関する規定。 <p>また、たとえば、銀行が更生手続特例法の適用を受けて、銀行に対する第三者の損害賠償請求権が法的に縮減した場合であっても、保険会社が縮減前の金額に基づいて賠償責任保険金を支払わなければならない、というような趣旨ではないことを明確にしていきたい。</p>	<p>個々の保険契約については、当事者間の合意に基づいてなされるものであって、本規制素案第329条は、契約内容そのものに何らかの制限を加えるという主旨ではありません。また、御指摘の規制素案第329条に関する詳細な解釈規定については、解釈集等で明確化したいと考えています。</p>
34	別表第一	<p>粗利益の配分方法について、QIS3(第三次影響度調査)で当局から提示のあった影響度調査用の配分方法を基にした一般的な配分方法(財務会計を基にした配分方法等)を提示いただき、かつ、金融機関が独自の方法で配分する余地も残していただきたい。</p>	<p>別表第一における粗利益の具体的な配分方法については、解釈集等により別途お示ししたいと考えています。</p>
35	別表第二	<p>オペレーショナル・リスク損失の「内部の不正」については、「銀行又はその子会社等の役職員が最低一人は関与するもの」とあるが、当該銀行の親銀行および親会社、または親銀行から見たその他の連結会社等が関与したものは「内部の不正」、「外部の不正」いずれに区分されるのか確認させていただきたい。</p>	<p>御指摘のような、親銀行から見たその他の連結会社等が関与した場合については、単体の自己資本比率を計算する場合において「内部の不正」に分類することと致します。なお、別表第二については、詳細な分類方法等について検討した上、解釈集等により何らかの基準若しくは例示等をお示しする予定です。</p>